

各所属長様

総務課長

令和3年度当初予算編成方針について（通知）

吉賀町予算事務規則第4条の規定により、次のとおり通知する。

1 日本経済の状況及び国の動向

新型コロナウイルス感染症拡大による我が国経済への影響は甚大であり、これまで経験したことのない、正に国難とも言うべき局面に直面している。

先行きについては、感染拡大防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていく中で、経済を内需主導で成長軌道に戻していくことができるよう、経済の下支えを行いながら、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図っている。

当面は、休業者や離職者をはじめ国民の雇用を守り抜くことを最優先とし、決してデフレに戻さない決意をもって経済財政運営を行っており、あわせて、「新たな日常」の実現に向けた動きを加速させている。

また、引き続き新型コロナウイルス感染症への対応が喫緊の課題としながらも、これまでの歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとしている。

2 吉賀町の財政状況及び今後の財政見通し

本町の財政状況は、平成31年度決算を見ると、財政の健全性を示す健全化判断比率である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも早期健全化判断基準を下回った。

地方債残高については、平成17年度末の126.4億円をピークに年々減少していたが、平成27年度以降増加に転じ、平成31年度では対前年度2.8億円増の84.7億円となる一方、基金残高は、物件費や扶助費の増等に伴い対前年度約3.6億円減の28.3億円となった。

現在の本町を取り巻く財政環境は、高齢化の進展による医療・介護等の社会保障関連経費の増加や公共施設等の老朽化に伴う改修・更新需要等の歳出増要

困により、平成31年度中期財政計画推計では、令和3年度当初予算で3億円の財源不足が見込まれ、これら加えて、新型コロナウイルス感染症対応に伴う更なる財政出動の必要性や、町税収入減少等の影響も懸念されることから、更なる財源不足の拡大と自律的な財政運営が一層困難になることが見込まれ、極めて深刻な状況であることを覚悟しなければならない。

さらに、歳入面において本町は地方交付税に大きく依存しており、国勢調査人口の減の影響、国は業務改革取組成果等に応じた配分の強化について検討しており、一層の行財政改革が求められている。

令和3年度だけでなく今後数年間にわたり厳しい財政状況が見込まれるため、職員一人ひとりが現状を認識し、財源不足の解消に向けて積極的に取り組む必要がある。

3 予算編成の基本的な考え方

- (1) 平成29年6月に策定した本庁のまちづくりの最上位計画である「第2次吉賀町まちづくり計画」に定めた「3つの柱」と「5つの方向」及び行財政対策の基本目標を実現するための事業とする。
- (2) 平成27年度に策定した「まち・ひと・しごと創生 吉賀町総合戦略」の計画期間の最終年度となり、基本理念「子どもを育み、子どもと共に発展するまちを目指して」を目指し、数値目標を実現するための事業とする。
- (3) 令和2年度から6年度までの5年間を計画期間とする「第4次 吉賀町行政改革計画・財政健全化計画」に基づき、持続可能で安定的な行政運営の確立を目指し、不断の取組を進め確かな行財政基盤を確立するための事業とする。
- (4) 「吉賀町公共施設等総合管理計画」に定めた「3つの基本原則」と「7つの管理に関する基本的な方針」を踏まえ、公共施設等の最適な配置、施設のあり方、更新費用や維持管理経費等の財政負担の軽減・平準化を図るための事業とする。
- (5) 当初予算編成は、既存事業を対象とした一般財源ベースのマイナスシーリングにより歳出を抑制することで、持続可能な財政を維持するための基金残高を確保し、将来における公債費の増大による財政の硬直化を避け、財政の健全化を高めるための新規町債発行額の抑制に取り組むこととする。

4 予算編成の具体的な取組

(1) 総括的事項

- ① 当初予算は一会計年度における全ての歳入・歳出の見積りである。

よって、補正予算については、当初予算の段階で想定し得なかった制度改正、災害、施設・設備の破損、給与改定等に限り措置することとしているため、当初予算の要求にあたっては、事務事業の内容及び年間スケジュールを十分に精査し見積もること。

- ② ここ数年、予算流用が増加傾向にあり、その要因として要求に関する精査が不十分であるとの指摘がある。

流用処理を必要最小限とするため、前年度予算額のみならず、執行状況や事務事業の内容を精査した予算積算に努めること。

(2) 歳入に関する事項

町税等の自主財源の大幅な伸びが期待できない現在経済状況下においては、国・県補助金等を積極的に活用しつつ、将来の財政負担も見据えた町債発行等による安定的な財政運営を行う必要がある。

事業を実施するためには、その財源が必要であるということを職員一人ひとりが常に意識しながら、事業の構築にあたっては歳入確保を念頭に置くよう努めること。

① 一般財源

町税及び地方譲与税を始めとする一般財源については、財政運営上の根幹をなすものであることから、今後の経済情勢及び国の制度改正など動向を見据えながら、的確な収入見込額を算定すること。

また、所管する土地等の未利用財産は、自主財源を確保するため、金額の多寡にかかわらず処分を積極的に検討し、可能なものは早急に処分すること。

② 特定財源（町債を除く）

当初予算編成における一般財源には限りがあることから、積極的な特定財源の確保に努めることとし、国・県補助金をはじめ各種団体等の助成金等について、積極的な活用を図ること。

なお、財源が確保できない事業については、原則、予算要求が認められないものとする。

使用料・手数料については、これまでの実績を踏えながら的確な収入見込額を算定すること。

③ その他（収納対策関連）

町税をはじめとした歳入金については、負担の公平性の観点等から、それぞれの歳入金の性格に応じ、課税客体等の完全捕捉や滞納整理の強化に努め、収納向上に特段の意を用いることより、歳入確保を積極的に図ること。

また、租税債権等について適正な徴収率目標を定め、目標達成に向けた取組強化を図ること。

(3) 歳出に関する事項

厳しい財政状況の中、限られた財源を有効活用し事業の選択と集中を図る必要があることから、当初予算編成においては、一般財源ベースのマイナスシーリング（前年度当初予算額90%以内）の実施及びスクラップ・アンド・ビルドの徹底により歳出予算を抑制しながら、今後の財政需要に的確に対応することとする。

よって、既存事業については、事業目的や成果目標に照らしながらゼロベースから検証し、所期の目的が達成された事業、民間で対応可能な事業、費用対効果の低い事業等は、廃止や再構築を前提に重点的に見直しを行うこと。

新規・拡充事業については、これまでの取組や将来の財政需要を検証し必要性や事業効果、さらに後年度負担等についても十分検討したで、区分ごとに予算要求を行うこと。ただし、令和3年度からの実施が既に町の方針として決定している事業については、所要見込額により要求すること。

<事業区分>

① 義務的経費：ランニングコスト等経常的経費

法令等による実施義務が認められる事業は所要見込額とする。

② 政策的経費：普通建設事業等臨時的経費

事業内容の精査を行い、可能な限り事業費を圧縮し、町債及び一般財源の抑制に努めること。

③ 地方創生・総合戦略事業経費

効率化・重点化を図りながら事業内容の精査を行い、一般財源の抑制に努めること。

④ 新型コロナウイルス感染症対応経費

感染症の先行きが不透明であり、確実な見通しを持つことが困難であるため、現時点で予見可能な範囲で要求すること。

なお、補正予算措置等が必要な場合は、適宜対応する。

(4) 予算要求枠配分（事業区分①～③）

前年度当初予算額等を基本に、各所属課に一般財源等の配分を行う。

枠配分額は、事業ごとに積み上げて算出しているが、これは各所属課の総枠を算出するものであって、各事業の配分額を定めたものではない。従って、要求にあたっては、課内での調整を図りたいこと。

所属課別一般財源枠配分額

(単位：千円)

所 属 課	配 分 額	所 属 課	配 分 額
議 会 事 務 局	63,024	総 務 課	1,112,094
出 納 室	1,043	企 画 課	164,391
税 務 住 民 課	160,557	柿 木 地 域 振 興 室	22,390
保 健 福 祉 課	917,434	産 業 課	149,530
建 設 水 道 課	395,283	教 育 委 員 会	312,564

5 今後のスケジュール等

(1) 要求入力期間 令和2年10月15日(木)～11月13日(金)

(2) 各課調整期間 11月16日(月)～24日(火)

(3) 予算査定期間 12月 1日(火)～12月下旬
副町長・総務課長・財政担当ヒアリング

令和3年1月上旬：町長査定

(4) 予算調整期間 1月中旬～2月上旬

(5) 議会提出 2月中旬